

○東京藝術大学教養教育センター規則

〔平成26年12月18日
制 定〕

改正 平成27年5月14日 令和3年7月15日

(趣旨)

第1条 この規則は、東京藝術大学学則第116条の規定に基づき、東京藝術大学教養教育センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、本学における教養科目の一層の充実を図るとともに、全学の協力のもとに専門教育と有機的に連携した教養教育を円滑に運営・実施することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 全学的な教養教育の編成に関する事
- (2) 全学的な教養教育の実施に関する事
- (3) センター所管の教養科目の新設に関する事
- (4) その他センターの目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事（教育担当）
 - (2) 各学部教務委員会委員長
 - (3) 言語・音声トレーニングセンター長
 - (4) 各学部教授会構成員のうちから学部長が推薦する者 各2人
 - (5) 演奏芸術センター所属の教員のうちから演奏芸術センター長が推薦する者 1人
 - (6) 芸術情報センター所属の教員のうちから芸術情報センター長が推薦する者 1人
 - (7) コーディネーター
 - (8) 学生課長
 - (9) その他センター長が必要と認めた者
- 2 前項第4号から第6号、第8号及び第9号に掲げる者の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 コーディネーターは、センター長の命を受けて、前条各号に掲げる業務の企画立案、実施及びその他関連機関との連絡調整を行うものとする。
- 4 コーディネーターは、特任教員又は特任事務職員（以下「特任教員等」という。）をもって充てる。
- 5 特任教員等の就業については、「東京藝術大学有期雇用職員就業規則」を適用するものとする。

(センター長)

第5条 センターにセンター長を置き、理事（教育担当）をもって充てる。

- 2 センター長は、センターの業務を総括する。

(専門委員会)

第6条 センターに、専門の事項を調査・検討するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する事項は、別に定める。

(庶務)

第7条 センターの庶務は、学生課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成26年12月18日から施行する。

2 この規則の施行後、最初に委嘱される第4条第4号から第6号及び第8号に掲げる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

3 東京藝術大学教養教育検討センター規則は、廃止する。

附 則

この規則は、平成27年5月14日から施行し、平成27年5月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年7月15日から施行する。